

保する。

(5) 対策物資等の確保

- ・業務を継続するためには、庁舎管理や警備、清掃、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、発生時においても継続して確保することが必要な物資やサービスがあるため、平時から業務の継続に不可欠な物資やサービスを確認し、別に定める整備基準等に基づく計画的な備蓄や協定の締結等を行う。
- ・また、在庫状況を踏まえ、物資等に不足が生じる場合は、速やかに追加調達を行うものとする。

(6) 庁舎等の入退庁管理等

- ・流行期においても一定数の来庁者が想定される本庁舎や区総合庁舎等においては、来庁した市民から職員、応対する職員から市民、あるいは、職員間・市民間の感染拡大を未然に防止するため、来庁の自粛要請や一般開放スペースの閉鎖等の措置を講じる。なお、入退庁管理を実施する場合は、庁舎の入口への掲示や市ホームページ等の様々な広報媒体を活用し広報を実施する。
- ・また、食堂など庁舎内で営業する事業者等に対し、庁舎・施設内の感染を防止するため、営業形態の変更や営業時の感染防止対策（従業員のマスク等着用、清掃・消毒等の励行等）について要請を行う。

第3章 継続的な改善への取組

3.1 教育・訓練の実施

新型インフルエンザ等発生時に、全ての職員が的確に行動するためには、新型インフルエンザ等に関する知識や感染防止対策の内容、業務継続の重要性等を正しく理解しておくことが不可欠である。

このため、職員の教育・普及啓発を目的とした研修会を行うとともに、職員自らも積極的に情報収集し、必要な対策を講じることとする。

また、新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練を実施し、業務継続計画その他の対策の実効性を確認する。

さらに、訓練等を通じて対策の課題等を洗い出し、是正すべきところを見直すなど継続的な改善を行い、市としての業務継続力の向上を図る。

3.2 業務継続計画等の見直し

新型インフルエンザ等については不確定要素が多く、発生時の状況についても流動的な点が多いことから、常に最新情報の収集に努め、新たな知見や国や市の行動計画等の見直しが行われた場合には、業務継続計画その他の対策等も必要に応じて見直しを行う。

3.3 業務継続計画の各マニュアルへの反映

本市が取り組む危機管理対処の基本的な事項を定めた「危機管理対処方針」では、各局室区は、想定される危機に備え、危機管理マニュアルをあらかじめ整備することとしている。各局室区長は、業務継続計画に基づき、業務の優先度、人員体制の確保、意思決定手順、権限の代行、感染防止策等に関して、危機管理マニュアル等の既存の計画に反映させるとともに、継続的に必要に応じた見直しを図るものとする。